

平成30年9月11日

異議申立人（26名） 殿

株式会社国際協力銀行
環境ガイドライン担当審査役

ベトナム社会主義共和国ハイフォン市火力発電所1および2プロジェクト異議申立
にかかる却下および移送の件

貴殿らの平成29年10月31日付、11月1日付、11月4日付および11月6日付の異議申立（受付番号：1801（平成30年5月23日付受理））については、却下となったことをお伝え致します。

却下の主たる理由は、貴殿らとプロジェクト実施主体および本行投融資担当部署との間に異議申立前の協議の事実が認められないことにございます（ただし、一部の異議申立人については、別添のとおりプロジェクト実施主体との対話に向けた努力を行うことができないやむを得ない事情が認められました）。まず異議申立の前に、プロジェクト実施主体および本行投融資担当部署との協議を行って頂きたく、何卒お願い申し上げます。

なお、貴殿らの異議申立は本行投融資担当部署に移送し、貴殿らのご懸念の事項（環境汚染による健康や生計に対する影響等）について、調査や対話等必要に応じて適切な対応をとるよう申し入れを行います。また、本異議申立の受理が6ヶ月以上遅滞したことについては当審査役としても遺憾に思っており、このような事が再度発生しないよう本行投融資担当部署に申し入れを行いますことを付言いたします。

改めて、本行の異議申立手続きにご関心をいただき、ありがとうございました。

以 上

CC : LPSD

検 討 結 果

1. 申立書の形式要件

全ての項目につき日本語、英語または申立人所在国公用語で記載あり。	○
記載が十分でない項目あり。	
(記載が十分でない項目名：)	

2. 手続開始要件

(1) 申立人の要件

異議申立はプロジェクト所在国の2人以上の住民によりなされている。	○
異議申立が上記要件を満たさない。	
本人により異議申立が行われていることが確認できない。	

(2) 対象プロジェクト

申立書から対象プロジェクトを特定した結果、当行の投融資案件であることが確認されている。	○
申立書から対象プロジェクトを特定した結果、当行の投融資案件でないことが確認されている。	
申立書から対象プロジェクトを特定できない。	

(3) 期間

融資契約調印後、貸出が終了するまでの期間に異議申立がなされている。	
異議申立受付期間以前に異議申立がなされており、投融資担当部署に移送することが適当。	
貸出終了後に異議申立がなされており、当行のモニタリングに関するガイドライン不遵守が指摘されている。	
貸出終了後に異議申立がなされているが、当行のモニタリングに関するガイドライン不遵守の指摘がない。	○

(4) 申立人に対して生じた具体的被害または将来重大な被害が発生することの相当程度の蓋然性

申立人に対する直接的で重大な被害または将来重大な被害が発生する相当程度の蓋然性について記載あり。	○
申立人に対する直接的で重大な被害または将来重大な被害が発生する相当程度の蓋然性についての記載がない。	

(5) 申立人が考えるガイドライン不遵守の条項および不遵守の事実

不遵守の条項および事実について相当程度合理性が認められる記載がなされている。	○
不遵守の条項および事実についての記載に相当程度の合理性が認められない。	

(6) ガイドライン不遵守と具体的被害の因果関係

因果関係に関する記述は相当程度合理的である。	○
因果関係に関する記述につき相当程度の合理性が認められない。	

(7) プロジェクト実施主体との協議の事実

申立人はプロジェクト実施主体に対話に向けた努力を行っている。	
申立人にはプロジェクト実施主体との対話に向けた努力を行うことができないやむを得ない事情がある。	*A
申立人はプロジェクト実施主体に十分な対話の呼びかけを行っていないため、まず、申立人は対話の呼びかけを行うべきである。	*B

*A：Minh Duc Town に所在する異議申立人7名について。

*B：A以外の19名について。なお、平成29年11月22日付けのLPSDからの本行ハノイ事務所代表者との対話を求めるレターにおいて、LPSDは同日時点で異議申立人の代理人であるとは認められなかった。LPSDが異議申立人のうち4名の代理人として認められるのは平成30年8月13日以降である。

(8) 当行との協議の事実

申立人は当行投融資担当部署と協議を行っている。	
申立人は当行投融資担当部署に十分な対話の呼びかけを行っていないため、まず、申立人は協議の申入れを行うべきである。	○

*平成29年11月22日付けのLPSDからの本行ハノイ事務所代表者との対話を求めるレターにおいて、LPSDは同日時点で異議申立人の代理人であるとは認められなかった。LPSDが異議申立人のうち4名の代理人として認められるのは平成30年8月13日以降である。

(9) 濫用の防止

濫用目的で異議が申し立てられているという懸念はない。	○
濫用目的で異議申立が行われている懸念があり、手続開始は適当でない。	
申立書に重大な虚偽記載が認められる。	

(濫用目的と思われる根拠・虚偽記載事項を記述：)

以 上